

# 始良市立永原小学校いじめ防止基本方針

**学校教育目標**  
 確かな学力，豊かな心，健やかな体を備え，自ら学び，実践する子供を育てる  
 ～学校・家庭・地域の協働による永原っ子の育成～

**【教育機関との連携】**  
 市教育委員会，警察，医療機関，児童相談所，市役所，スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー等

**【学校いじめ防止対策委員会】**（年間計画の作成・実行・検証・修正の中核）

- ・ 目的・役割  
 いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため，複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめの防止等の対策のために組織を置く。学校の取組が計画通り進んでいるかのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPDCAサイクルで行っていく。
- ・ 組織構成  
 管理職，生徒指導主任，養護教諭，その他必要に応じた関係者及び外部専門家

**【家庭・との連携】**  
 P T A生活指導部，学校評議委員会，学校関係者評価委員会，民生委員等

**【教育活動の重点】**  
 〈全教育活動において〉

- ・ 子どもの安心・安全を最優先するとともに，善悪を正しく判断し，社会規範を守ろうとする子どもの育成を図る。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動を推進し，他者を共感的に理解し，互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・ 自己有用感や自己肯定感の育成を図る。
- ・ 基本的な生活習慣の形成と健康の保持・増進を図り，健やかな心身をもつ子どもの育成を図る。
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けさせ，これらを活用して課題を解決するための能力を育み，主体的に学習する態度を養う。
- ・ 家庭や地域との連携を図り，特色ある教育活動を展開する。

〈子どもの主体的な活動〉

- ・ 児童がいじめ問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組等を推進する。
- ・ 児童会活動の充実  
 児童会目標を中心とした自主的な活動を推進させ，学校生活をよりよいものにしていくこととする意欲を高める。
- ・ 人権標語の募集・掲示  
 人権標語を募集・掲示し，子ども自らいじめは絶対に許されないということを啓発していく。

**【いじめの防止対策】**

- ・ 教職員は，いじめ問題はどこにでも起こりうるという認識の下，いじめは深刻な人権侵害だということを念頭に置き，「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯でいやしい行為」という確固たる意思を表明し，日々の指導にあたる。
- ・ 心が通じ合うコミュニケーション能力を育み，子どもが主体的に活動できる，また互いを認め合える授業作りや集団作りを行う。
- ・ 情報モラル教育を推進し，子どものモラルの向上を図り，携帯電話の取扱いについて保護者への啓発にも努める。
- ・ 子どもは，「学校は，誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し，いじめは絶対に許されないということを全教育活動を通して理解する。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめは，刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪，民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを指導する。
- ・ 全校朝会や学級活動，道徳科の授業等の学校の教育活動を通して，「学校は，誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識させ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。
- ・ 保護者は，いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるという認識を，地域社会・学校みんなで子どもを育てていくという認識をもつ。また，子どもがストレスに適切に対処できるように，日頃から子どもの様子をよく観察し，助言したり，温かく見守ったりする。

**【いじめの早期発見への取組】**

- ・ 教職員は，日頃から子どもとの信頼関係構築に努め，子どもが出すサインを見逃さないようにアンテナを高く保ち，いじめ問題に対し，早い段階での的確な関わりをもつ。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し，子どもが相談しやすい環境を整え，いじめ問題の実態把握に努める。
- ・ 子どもは，悩み等がある場合，一人で抱え込まず，相談することは恥ずかしいことではなく誰かに相談するべきだということを理解し，先生や保護者にすぐ相談する。
- ・ 児童からの相談に対しては，必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・ 相談しやすい体制を整備し，保健室や相談室の利用，電話相談窓口について広く周知する。また，相談体制が適切に機能しているか定期的に評価していく。
- ・ 保護者は，日頃から子どもの様子を注深く見守り，子どもの変化に気付く努力をする。更に，問題発見時はすぐに学校に相談し，学校・地域社会と連携して問題解決にあたる。

**【いじめに対する措置】**

- ・ いじめを発見した場合，特定の教職員で抱え込まずに，学校いじめ防止対策委員会等の中核として速やかに対応し，被害にあった子どもを守り通す。
- ・ 「いじめではなかない」との相談や訴えがあった場合には，他の業務を優先して，即日，いじめ防止対策委員会に報告し，組織的な対応につなげる。
- ・ いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは，法の規定に違反し得ることを認識する。
- ・ 教職員は，「いじめは重大な人権侵害で，被害者，加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであること」「いじめが刑事罰の対象となり得ること，不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること」等について，人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。
- ・ 児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる場合には，警察に相談・通報し，連携して対応していく。
- ・ 重大ないじめ問題と認められる場合には，直ちに専門機関と連携して対応していく。
- ・ 被害にあった子どもは，事情や心身の聴取を受け，その子どもの状態に応じた継続的な支援を受ける。
- ・ 加害者となった子どもは，再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに，子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
- ・ 加害者児童が抱える課題やいじめの背景や原因にも注目し，当該児童の安心で安全な環境作りや健全な人格の形成に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないように一定の教育的配慮を行う。
- ・ いじめが解消されたと判断される場合でも，継続して十分な注意を払い，必要な支援を行う。
- ・ いじめの事案に係る情報を双方の保護者と共有する。
- ・ いじめ問題に関係のある学級，そして学校全体では，事実を理解し，これからの子どもの指導・支援に学校・地域社会と連携を図りながらあたる。
- ・ P T A総会を開き，事実を認識し，今後同じことが起こらないようにこれからの対応について話し合う。

**【生徒指導体制】**

- ・ 生徒指導連絡会  
 職員会議前に全職員での話し合いの場を設ける。小さいことから報告し合い，いじめの防止，早期発見に努める。
- ・ 子どもが相談しやすい環境作り  
 特に養護教諭や担任以外の職員に相談してもよい環境作りに努める。
- ・ 職員研修の充実  
 校内研修（年複数回）を行い，教職員の意識の向上を図る。事前研修や問題点の共通理解，対応策の検討，生徒指導の全校体制の構築を行う。
- ・ スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー等との連携
- ・ 啓発資料の活用  
 学級P T A等で資料を提示し，みんなの問題であるという意識を高め，複数の目で子ども達を見守っていくことの大切さを確認する。
- ・ 学校ネットパトロール事業検索結果の活用
- ・ 学校いじめ防止対策委員会，学校評議委員会，外部評価委員会による取組に対する評価  
 検証結果を公表し，計画や取組の見直し等について意見を求める。